

改 正 案

現 行

附 則

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第四項第一号イ(4)(i)の規定を適用する場合においては、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

附 則

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第三項第一号イ(4)(i)の規定を適用する場合においては、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）
（第四条関係）

改 正

案

第一章 基本方針

（基本方針）

第一条 指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

（略）

3 2 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 2 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）法第一百五十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定期防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定期防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

3 2 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 2 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第一章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下第三条第二項を除き、単に「介護支援専門員」といふ。）を置かなければならぬ。

2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一と/orする。

(管理者)

第三条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 1 第一項に規定する管理者は、専らその職務に從事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第三章 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保險者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

(利用料等の受領)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十一条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費）をいふ。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならぬ。

ければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならぬ。

ければならない。

(利用料等の受領)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十一条第四項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費）をいふ。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護状態となる費用に係る対価をいう（以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2・3 (略)

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下第三条第二項を除き、単に「介護支援専門員」といふ。）を置かなければならぬ。

2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一と/orする。

(管理者)

第三条 (略)

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に從事する者でなければならない。

3 1 前項に規定する管理者は、専らその職務に從事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第三章 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

(利用料等の受領)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十一条第四項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費）をいふ。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護状態となる費用に係る対価をいう（以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2・3 (略)

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

(略)

(指定居宅介護支援の具体的な取扱方針)

第十三条 (略)

一〇三 (略)

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五〇八 (略)

九 介護支援専門員は、原則として、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しなければならない。

イ 居宅サービス計画を新規に作成した場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ハ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合

一〇一二 (略)

(略)

(指定居宅介護支援の具体的な取扱方針)

第十三条 (略)

一〇三 (略)

四 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

五〇八 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一〇一二 (略)

十三 (略)
イ (略)
ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録するなど。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十三 (略)
イ (略)
ロ 少なくとも三月に一回、モニタリングの結果を記録するなど。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催（担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ 要介護認定を受けていた利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けた利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合

ハ (略)

一〇一六 (略)

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八・十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように

イ 要介護認定を受けていた利用者が要支援認定を受けた場合又は要支援認定を受けた利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合又は要支援認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けた利用者が法第三十三条第二項に規定する要支援認定等の有効期間のおおむね半数を超えないよう

ハ (略)

一〇一六 (略)

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八・十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないよう

しなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第一百五十五条の二十一第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該委託を受けて行う指定介護予防支援を提供する利用者の数の上限を、介護支援専門員一人につき八人とするとともに、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

にしなければならない。

二十一 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第一百五十五条の二十一第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該委託を受けて行う指定介護予防支援を提供する利用者の数の上限を、介護支援専門員一人につき八人とするとともに、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)
第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合（要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合にあは、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けて

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)
第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合（要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合にあは、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けて

いる利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(苦情処理)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第六項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2・4 (略)
5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対する必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一章から第三章（第二十六条第六項及び第七項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

いる利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに法第二十四条第二項に規定する外護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(苦情処理)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第四項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2・4 (略)
5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対する必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一章から第三章（第二十六条第六項及び第七項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項（法第五十八条第二項に規定する居宅支援サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。